

河内長野市

★コミュニティ活動拠点改修補助制度の概要★

平成30年度より、空き家を地域のコミュニティ拠点として改修し事業を実施する団体に対し補助金を支給する「コミュニティ活動拠点改修補助制度」を新設します。ぜひご活用をご検討ください。

◎受付期間	平成30年6月1日（金）～8月31日（金）
◎活動拠点で行う事業	次のいずれかに該当するもの ①地域コミュニティの再生 ②地域福祉活動の活性化 ③その他地域課題の解決
◎補助対象団体 （全てに該当すること）	(1) 代表者を含め5人以上の構成員がいる団体 (2) 組織の運営に関する定款、規約、会則等の定めを有する団体 (3) 事業計画、予算及び決算を示すことができる団体 (4) 行政機関が事務局となっていない団体 (5) 非営利目的として拠点事業を実施する団体
◎補助対象建築物 （全てに該当すること）	(1) 市内に存し、登記物件である建築物 (2) 人が居住していない、又は使用していない建築物 (3) 過去に河内長野市コミュニティ活動拠点改修補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていない建築物 (4) 建築物の改修について、市の補助対象と同一部位に対して同種類補助を国又は地方公共団体等から他の補助金を受けていない建築物
◎補助対象工事	(1) 台所、洗面所又は便所の改修 (2) 給排水、電気又はガス設備の改修 (3) 屋根又は外壁等の改修 (4) 壁紙、床の仕上げ等の内装その他の改修 (5) 建築物のバリアフリー改修 (6) 家財の撤去及び処分（家財所有者の同意を得たもの）
◎補助額	補助対象費用の2/3（上限額100万円）
◎注意事項	・工事に着手する前に申請が必要です。必ず事前にお問い合わせください。また、補助対象団体については別途選考があります。 ・補助対象工事が完了してから10年間、拠点事業を継続する必要があります。 ・事業継続の10年間は、年度ごとに実績報告書（様式第10号）を提出する必要があります。 ・補助対象建築物やその敷地の権利者から同意を得る必要があります。

様式第 1 号 (第 9 条関係)

河内長野市コミュニティ活動拠点改修補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 河内長野市長

団体の名称

代表者 住所
氏名
連絡先

空き家等を改修しコミュニティ拠点として活用するに当たり補助金の交付を受けたいので、河内長野市コミュニティ活動拠点改修補助金交付要綱第 9 条の規定により、補助金の交付を申請します。

金

円

添付書類

- 1 河内長野市コミュニティ活動拠点改修事業計画書（様式第 2 号）
- 2 拠点事業計画書（様式第 3 号）
- 3 役員名簿（法人の場合は、法人登記簿を添付）
- 4 付近見取図
- 5 工事等の施工図面
- 6 工事等に要する費用の見積書
- 7 工事等の着手前の状況を示す写真
- 8 誓約書
- 9 組織の運営に関する定款、規約、会則等
- 10 建物登記簿及び土地登記簿の全部事項証明書（発行日から 1 箇月以内のものに限る。）
- 11 その他（ ）

様式第 2 号 (第 9 条関係)

河内長野市コミュニティ活動拠点改修事業計画書

1 建築物の名称及び所在地

2 工事等の概要

3 敷地及び建築物の規模及び構造など

- | | | | |
|----------------|----------------|------|----------------|
| (1) 敷地面積 | m ² | | |
| (2) 敷地の権利関係 | | | |
| (3) 建物の面積 建築面積 | m ² | 延床面積 | m ² |
| (4) 建物の構造 | 造 | | |
| (5) 建物の権利関係 | | | |

4 工事等に要する費用

円

5 財源内訳

- | | |
|-------------|---|
| (1) 市補助金 | 円 |
| ※ 計算式 | |
| (2) 申請団体負担金 | 円 |

6 施工計画

- | | | | |
|-------------|---|---|---|
| (1) 着手予定年月日 | 年 | 月 | 日 |
| (2) 完了予定年月日 | 年 | 月 | 日 |

様式第3号(第9条関係)

拠点事業計画書

- 1 拠点事業の名称
- 2 拠点事業の目的
- 3 拠点事業の内容
 - (1) 実施場所
 - (2) 対象者
 - (3) 具体的な活動内容
- 4 活動事業スケジュール